

# 香川県労働委員会年報

## (令和5年度)

香川県労働委員会事務局

第48期 香川県労働委員会委員  
(令和5年12月1日～令和7年11月30日)

(公益委員)

会長



岡田 徹太郎

会長代理



松尾 邦之



石合 由明



加藤 創一



安井 順子

(労働者委員)



伊藤 香



大熊 正樹



立石 猛



福家 良一



三屋 智広

(使用者委員)



阿部 有香



白石 幸一



高橋 寛栄



友時 好敬



三谷 知己

第47期をもって退任した委員

(公益委員)



井上 昭雄

(労働者委員)



榎原 一吉



河元 幸



森 信夫

(使用者委員)



窪田 伸一



島田 新一

## は じ め に

この度、令和5年度に本県労働委員会が取り扱った、労働争議に係る調整事件、不当労働行為事件の審査、個別労働関係紛争のあっせんその他の運営活動状況を収録した「香川県労働委員会年報（令和5年度）」を刊行しました。

この冊子が、日頃労使関係の業務に携わり、労使問題に関心を寄せられている方々にとって、少しでも参考となり、また、労働委員会への理解を深めていただける一助となれば幸いです。

令和6年5月

香川県労働委員会

事務局長 瀧本 浩司

## 注 意

- ・ 令和5年度中に取り扱った事件などが解決せずに翌年度に繰越しになったものについては、令和6年3月31日現在の状況を示している。

# 目次

## 第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の沿革	1
第2節 労働委員会の組織と機構	2
1 委員	2
2 あっせん員候補者	4
3 事務局	5

## 第2章 労働委員会の会議

第1節 総会	6
第2節 公益委員会議	7
第3節 連絡会議等	8

## 第3章 労働争議の調整

第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）	11
1 調整事件の取扱状況	11
2 調整事件の一覧	12
3 調整事件の概要	12
第2節 労働争議の実情調査	13
1 労働争議の予告件数	13
2 実情調査の一覧	13
第3節 集团的労使関係に係る相談	14

## 第4章 不当労働行為事件の審査

第1節 不当労働行為事件	15
1 不当労働行為の取扱状況	15
2 審査の目標期間の達成状況	16
3 不当労働行為事件の一覧	16
4 不当労働行為事件の概要	17
第2節 再審査事件・行政訴訟事件	17
1 再審査事件	17
2 行政訴訟事件	17

## 第5章 労働組合

第1節 労働組合の資格審査	18
1 資格審査の取扱状況	18
2 資格審査の一覧	18
第2節 認定告示	18
第3節 労働協約の拡張適用	18

## 第6章 個別労働関係紛争のあっせん

第1節 あっせん事件	19
1 あっせん事件の取扱状況	19
2 あっせん事件の一覧	19
3 あっせん事件の概要	19
第2節 個別労働関係に係る相談	21

## 第7章 委員会の様々な活動

第1節 委員による労働相談	22
1 専門労働相談	22
2 無料労働問題相談会	22
第2節 出前講座	24
第3節 研修	24
1 中央労働委員会の研修	24
2 四国ブロックの研修	25
第4節 広報状況	25
1 専門労働相談	25
2 無料労働問題相談会	25

## 資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	27
2 調整事件・年次別終結状況	28
3 不当労働行為事件・年次別終結状況	29
4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況	30
5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）	31
6 調整事件・年度別終結状況	31
7 不当労働行為事件・年度別終結状況	32
8 個別労働関係紛争あつせん事件・年度別終結状況	32

# 第1章 労働委員会の概要

## 第1節 労働委員会の沿革

- 昭和20年12月、団結権の保障と団体交渉権の保護、助成によって労働者の地位向上を図ることを目的として労働組合法が制定され、これらの実際の運用にあたる行政機関として「労働委員会（中央労働委員会及び各都道府県地方労働委員会）」が設置されることとなった。

香川県においても、昭和21年2月1日付けで労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び第三者委員各5名が第1期の委員として任命され、同年3月1日の同法施行と同時に「香川県地方労働委員会」が発足した。
- 昭和21年9月、労働関係調整法の制定により、あっせん、調停、仲裁等の諸手続規定が明確化され、労働委員会の調整機能が具体化された。
- 昭和22年10月、国家公務員法の制定により、一般職の国家公務員は労働組合法や労働関係調整法の適用が除外され、昭和23年7月、政令第201号の公布により、国又は地方公共団体の職員は、団体交渉及び争議行為が禁止された。このため、官公庁関係の事案は、労働委員会の管轄から外された。
- 昭和24年6月、労働組合法の全部改正、労働関係調整法の第1次改正があり、労働委員会の権限の再編成が行われた。すなわち、調整的権限の一部が外されたのに対し、労働組合の資格審査及び旧労働組合法第11条関係を引き継ぐものとして、不当労働行為の審査、処分等の権限が与えられ、これらの準司法的権限は、公益委員（旧法の第三者委員を改称）の専管事項とされた。また、中央労働委員会に、優先管轄権、再審査権及び規則制定権が与えられた。

同年8月、上記改正に基づき、労働委員会の業務処理上の全般的な手続を規定した中央労働委員会規則が公布された。
- 昭和27年7月、労働組合法、労働関係調整法の第2次改正が行われた。労働関係調整法関係では、緊急調整制度の新設、公益事業における争議行為予告通知制度の採用、特別調整委員制度の新設及び仲裁制度の改正が行われた。

また、この改正の一環として地方公営企業労働関係法の公布があり、地方公営企業の職員の労働関係は、原則として労働関係調整法によることとなった。
- 昭和37年5月、行政事件訴訟法、同年9月、行政不服審査法が制定され、これに伴う労働組合法の訴訟に関する規定が改正された。

同年11月、中央労働委員会規則が改正され、その名称も労働委員会規則と改められた。
- 昭和40年5月、ILO87号条約の国会承認と同時に地方公営企業労働関係法、労働委員会規則が改正され、同年8月15日から施行された。すなわち、地方公営企業に従事する職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者（使用者の利益を代表する者）の範囲を、地方労働委員会が認定して告示することとなった。
- 昭和41年4月、労働組合法の一部改正により、委員の任期が1年から2年に改正され、同日以降任命される委員に適用されることとなった。本県では、昭和42年6月任命の第20期委員から適用された。
- 昭和46年5月、労働組合法の一部改正が行われ、中央労働委員会においては、審査事件処理上、各側委員の委員数が7名から8名に改正された。
- 昭和52年4月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速かつ公正な処理を促進するための所要の規定が整備された。
- 昭和53年5月、労働組合法、同法施行令の一部改正により、東京都、大阪府、北海道及び福岡県の各地方労働委員会並びに中央労働委員会の委員定数増が図られた。
- 国鉄、電電、専売の三公社の民営化に伴い、昭和62年4月、公共企業体等労働関係法が国営企業労働関係法となり、公共企業体等労働委員会も国営企業労働委員会に改組された。

- 昭和 63 年 6 月、労働組合法等の一部改正により、同年 10 月、中央労働委員会に国営企業労働委員会が統合され、委員数も公労使各側 13 名に改正された。
- 行政手続法の制定に伴い、平成 5 年 11 月、労働組合法の一部改正が行われ、労働委員会がする処分については、行政手続法の一部適用除外とされた。
- 平成 11 年 7 月、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（いわゆる地方分権一括法）の制定に伴い、機関委任事務とされていた地方労働委員会の事務は、平成 12 年 4 月から自治事務に位置付けられた。
- 平成 13 年 1 月に施行された独立行政法人通則法により、独立行政法人制度が創設された。これに伴い、特定独立行政法人とその職員に係る労働関係については、国営企業事件の場合と同様に中央労働委員会が不当労働行為事件の審査や紛争の調整等を行うなどの、労働組合法等の一部改正が行われた。また、中央省庁等改革により、労働省と厚生省が統合されて新たに厚生労働省が設置された。
- 平成 13 年 6 月、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律が成立し、同年 10 月 1 日に施行された。国（労働局）においては、紛争調整委員会によるあっせん制度の創設等による総合的な個別労働紛争解決システムの整備が図られた。  
同年 10 月 1 日、知事から、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき「個別的労使紛争に係るあっせん等に関する要綱」に規定する個別的労使紛争のあっせん及び相談に関する事務の委任を受け、個別的労使紛争解決サービスを開始した。
- 平成 15 年 3 月、労働委員会規則の一部改正により、不当労働行為事件の迅速な処理を促進するための審査手続の充実及び地方労働委員会事務の自治事務化の趣旨を踏まえた規定の整備等が行われた。
- 平成 17 年 1 月、不当労働行為事件の審査期間の著しい長期化、救済命令等に対する取消率の高さ等の状況を踏まえ、審査の迅速化及び的確化を図るという観点から、労働組合法、同法施行令及び労働委員会規則の一部が改正され、審査手続及び審査体制の整備等に関して所要の改正が行われた。  
また、「地方労働委員会」の名称が「都道府県労働委員会」に改められたことから、本県労働委員会についても「香川県労働委員会」と改められた。
- 行政組織の効率化を推進するため、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 26 号）」により、船員労働委員会は、平成 20 年 9 月 30 日限りで廃止され、その事務のうち、船員の集団的労使紛争の解決等の事務（不当労働行為事件の審査、労働争議のあっせん、調停、仲裁等）は、平成 20 年 10 月 1 日から、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

## 第 2 節 労働委員会の組織と機構

労働委員会は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に掲げる目的を達成するため、労働組合法第 19 条の 12 の規定に基づき設置された県の機関で、地方自治法にも規定されている行政機関である。

### 1 委員

委員の構成は、労働者を代表する労働者委員、使用者を代表する使用者委員及び公益を代表する公益委員の各側 5 名、合計 15 名をもって組織され、委員のうち労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て、それぞれ知事が任命する。

委員の任期は 2 年であり、会長、会長代理は、委員の選挙によって公益委員の中から選ばれる。

令和 5 年 12 月 1 日に委員の改選があり、新たに第 48 期委員が任命された。第 47 期及び第 48 期の委員は、次のとおりである。

第 47 期委員名簿（令和 3 年 12 月 1 日～令和 5 年 11 月 30 日）

	氏名	職業	備考
公益委員	石合 由明	弁護士	
	井上 昭雄	弁護士	R5. 11. 30 退任
	○岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学 教授	
	◎松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	
	安井 順子	公認会計士	
労働者委員	伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局兼総務局長	
	榎原 一吉	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	R5. 11. 30 退任
	河元 幸	三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長	R5. 11. 30 退任
	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	
	森 信夫	日本労働組合総連合会香川県連合会 顧問	R5. 11. 30 退任
使用者委員	窪田 伸一	香川県経営者協会 参与	R5. 11. 30 退任
	島田 新一	元 株式会社四電工 顧問	R5. 11. 30 退任
	高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 常務取締役	
	友時 好敬	元 株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	
	三谷 知己	四国電力株式会社 執行委員人事労務部長	

[◎会長、○会長代理、各側 50 音順]

第 48 期委員名簿（令和 5 年 12 月 1 日～令和 7 年 11 月 30 日）

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

	氏名	職業	備考
公益委員	石合 由明	弁護士	46 期～
	◎岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学 教授	47 期～
	加藤 創一	弁護士	新任
	○松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	40 期～
	安井 順子	公認会計士	42 期(H24. 12)～
労働者委員	伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局兼総務局長	47 期～
	大熊 正樹	自治労香川県本部 中央執行委員長	新任
	立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	新任
	福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	43 期～
	三屋 智広	UAゼンセン香川県支部 支部長	新任
使用者委員	阿部 有香	株式会社穴吹トラベル 代表取締役社長	新任
	白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事兼事務局長	新任
	高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 常務取締役	45 期～
	友時 好敬	元 株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長	45 期～
	三谷 知己	四国電力株式会社 執行役員人事労務部長	47 期～

[◎会長、○会長代理、各側 50 音順]

## 2 あっせん員候補者

労働委員会は、労働関係調整法第10条及び第11条の規定に基づき、学識経験者の中からあっせん員候補者を委嘱し、その名簿を作成している。当委員会においては、委員の改選ごとにあっせん員候補者を委嘱している。あっせん員候補者は、次のとおりである。

### あっせん員候補者名簿

(令和6年3月31日現在)

氏名	現職（又は経歴）	備考
石合 由明	弁護士	現・公益委員
岡田 徹太郎	国立大学法人香川大学 教授	現・公益委員
加藤 創一	弁護士	現・公益委員
瀧本 浩司	香川県労働委員会事務局長	
松尾 邦之	国立大学法人香川大学 名誉教授	現・公益委員
安井 順子	公認会計士	現・公益委員
伊藤 香	四国電力労働組合本部 組織局兼総務局長	現・労働者委員
大熊 正樹	自治労香川県本部 中央執行委員長	現・労働者委員
立石 猛	日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長	現・労働者委員
福家 良一	日本労働組合総連合会香川県連合会 会長	現・労働者委員
三屋 智広	UAゼンセン香川県支部 支部長	現・労働者委員
阿部 有香	株式会社穴吹トラベル 代表取締役社長	現・使用者委員
白石 幸一	香川県経営者協会 専務理事兼事務局長	現・使用者委員
高橋 寛栄	仁尾興産株式会社 常務取締役	現・使用者委員
友時 好敬	(元 株式会社タダノビジネスサポート 代表取締役社長)	現・使用者委員
三谷 知己	四国電力株式会社 執行役員人事労務部長	現・使用者委員

なお、令和5年度において、次のとおり、あっせん員候補者の異動があった。

氏名	現職（又は経歴）	備考
河内 一裕	(前・香川県労働委員会事務局長)	R5.4.11 人事異動により解嘱
佐藤 倫子	弁護士	R5.11.30 委嘱期間満了
井上 昭雄	弁護士	〃
榎原 一吉	(日本労働組合総連合会香川県連合会 事務局長)	〃
河元 幸	(三菱マテリアル直島製錬所労働組合 書記長)	〃
森 信夫	(日本労働組合総連合会香川県連合会 顧問)	〃
窪田 伸一	(元 香川県経営者協会 参与)	〃
島田 新一	(元 株式会社四電工 顧問)	〃
杉ノ内 謙三	四国電力株式会社 取締役常務執行役員	〃

### 3 事務局

#### (1) 事務局の沿革

- 昭和 21 年 3 月、県内政部労政課内に「香川県地方労働委員会事務局」設置。当初は、内政部長が事務局長を、労政課職員等が事務局幹事、書記等を兼務したが、昭和 22 年から順次専任職員を充足し、同年 12 月には事務局も独立して専任の事務局長を置いた。
- 昭和 25 年 3 月、「香川県地方労働委員会事務局処務規程」が制定され、「総務課」と「調整課」が置かれた。以後、所掌事務・事務処理の規程が順次整備された。
- 昭和 44 年 4 月、本庁舎から日本赤十字社香川県支部（高松市番町）へ移転した。
- 昭和 55 年 4 月、調整課を「審査調整課」に改め、「総務課」と「審査調整課」の 2 課となった。
- 昭和 57 年 4 月、調整事務が審査調整課から総務課に移され、これに伴い総務課が「調整課」に、審査調整課が「審査課」になった。
- 平成 5 年 12 月、亀岡分庁舎（高松市亀岡町）へ移転した。
- 平成 13 年 5 月、亀岡分庁舎から現在の香川県庁舎東館 3 階へ移転した。また、同年 10 月には、個別的労働関係紛争に関するあっせんの取扱いを開始した。
- 平成 15 年 4 月、グループ制の導入に伴い、調整課、審査課の 2 課制を廃止した。
- 平成 17 年 1 月、名称が「香川県労働委員会事務局」に改められた。

#### (2) 職員

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

職名	氏名	発令年月日	転出(退職)年月日
事務局長	瀧本 浩司	令和 5 年 4 月 1 日	
課長補佐	津田 誠司	令和 5 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日 (転出)
副主幹	村上 慎二	令和 2 年 4 月 1 日	
副主幹	包末 あや子	平成 31 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日 (転出)
主任	梅本 亜津子	令和 5 年 4 月 1 日	
主任	草野 正典	令和 4 年 4 月 1 日	

## 第2章 労働委員会の会議

### 第1節 総会

総会は、労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員の全員が出席する会議であり、当委員会では、原則第4火曜日に開催している。議題としては、労働委員会規則第5条に掲げる付議事項その他委員会の業務全般の運営について協議している。

令和5年度は、第48期委員の任命に伴う臨時総会を含め、次のとおり13回開催された。

回数	開催期日	主 要 議 題
1373	4月11日(火)	1 あっせん員候補者の委嘱替えについて 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 第110回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の提案議題について
1374	5月23日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度四国ブロック労働委員会会長連絡会議の報告について 5 第110回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の議題・発表者について 6 令和5年度無料労働問題相談会の実施計画について
1375	6月27日(火)	1 争議行為の予告通知及び実情調査について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度全国労働委員会会長連絡会議の報告について 5 第110回四国労働委員会協議会総会（三者会議）の報告について 6 令和5年度無料労働問題相談会の実施計画について 7 令和5年度出前講座の実施計画について
1376	7月25日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 第64回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の報告について 5 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の報告について 6 令和5年度無料労働問題相談会の実施計画について 7 第40回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の開催について 8 令和5年度出前講座の実施計画について
1377	8月22日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度出前講座の実施計画について
1378	9月26日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 第40回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会の報告について 4 令和5年度無料労働問題相談会の実施について 5 令和5年度四国地区労使関係セミナーの開催について 6 令和5年度出前講座の実施計画について
1379	10月24日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 個別的労使関係に係る相談の状況について 3 令和5年度無料労働問題相談会の実施結果等について 4 第493回公益委員会議の報告について 5 審査・調整等の実務における運用改善取組事例の共有について 6 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会の報告について 7 令和5年度出前講座の実施計画について

回数	開催期日	主 要 議 題
1380	11月28日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度無料労働問題相談会の実施結果について 5 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の報告について 6 令和5年度出前講座の実施状況について 7 令和5年度四国地区労使関係セミナー
1381 臨時総会	12月1日(金)	1 会長及び会長代理の選出について 2 あっせん員候補者の委嘱について 3 令和6年度定例総会等の日程について 4 公・労・使各側幹事委員について
1382	12月19日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度及び令和6年度専門労働相談の実施について 5 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について
1383	1月23日(火)	1 争議行為の実情調査について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度出前講座の実施状況について 5 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の議題提案について 6 令和6年度の全国会議・ブロック会議等の開催日程について
1384	2月27日(火)	1 争議行為の予告通知について 2 集团的労使関係に係る相談の状況について 3 個別的労使関係に係る相談の状況について 4 令和5年度出前講座の実施状況について 5 令和6年度の全国会議・ブロック会議等の出席者について
1385	3月26日(火)	1 あっせん員候補者の委嘱について 2 労働委員会規則第22条第4号に基づく組合資格審査の必要性について 3 争議行為の予告通知及び実情調査について 4 不当労働行為救済申立事件(令和6年(不)第1号)について 5 個別的労使関係に係る相談の状況について 6 令和5年度出前講座の実施結果について

## 第2節 公益委員会議

公益委員会議は、労働委員会規則第9条に掲げる付議事項について審議決定する会議であり、会長が必要に応じて招集し、公益委員が出席して開催されるものである。

令和5年度は、次のとおり2回開催された。

回数	開催期日	付議事項
493	9月26日(火)	1 労働組合の資格審査について(労働委員会委員推薦のため)
494	3月26日(火)	1 労働組合の資格審査について(労働者供給事業許可申請のため) 2 「不当労働行為事件審査に関する申合せ」の一部改正について

### 第3節 連絡会議等

令和5年度に開催された、労働委員会規則第86条の規定による「労働委員会相互の間の連絡を密にしその事務の処理につき必要な統一と調整を図るため」の「三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議」その他の会議等（事務局職員を対象としたものを含む。）は、次のとおりである。

#### <全国会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
全国労働委員会事務局長連絡会議	6月8日 (木)	水戸市 駿優教育会館	瀧本事務局長	1 議事 ・ 審査・調整事件等の概況について 2 議題懇談 ・ 今後の労働委員会における個別労働紛争解決業務の位置づけについて（中労委提案）
全国労働委員会会長連絡会議	6月9日 (金)	水戸市 駿優教育会館	松尾会長 瀧本事務局長	1 講演 ・ 「パワーハラスメント対策について」 講師；中央労働委員会地方調整委員 皆川 宏之 氏 2 議題懇談 ・ 不当労働行為審査（調査）におけるウェブ会議の利用について（中労委提案）
全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	7月14日 (金)	東京都 労働委員会会館	河元委員 瀧本事務局長	1 協議事項 (1) 第78回全国労働委員会連絡協議会総会の運営について 2 報告事項 (1) 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会について (2) 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修について (3) 「個別労働関係紛争処理制度周知月間」について (4) 調整事件・不当労働行為事件取扱件数（全労委、新規係属件数）、労働局あっせん及び労働審判件数の推移について (5) 都道府県労働委員会における委員報酬の状況について
全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会	10月23日 (月)	WEB会議	河元委員 瀧本事務局長	報告事項 「労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会最終報告」について
全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10月30日 (月)	東京都 労働委員会会館	津田課長補佐	議題1 履行確認（労委規則45条2項）について 議題2 研修制度について 議題3 労働委員会事務局における人材確保・育成について 報告事項 救済命令取消訴訟における指定代理人制度について
全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10月31日 (火)	東京都 労働委員会会館	津田課長補佐	1 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
第78回全国労働委員会連絡協議会総会	11月9日(木)～ 11月10日(金)	東京都 東京大学 安田講堂	岡田会長代理 安井委員 榎原委員 河元委員 高橋委員 友時委員 瀧本事務局長	議題1 個別あっせんにおける工夫・配慮、スキル向上の取組について(九州ブロック公労使提案) 議題2 労働基準法と密接に関連すると思われる調整事件の取扱いについて(中部ブロック公労使提案) 議題3 労働組合法第18条に基づく労働協約の地域的拡張適用について(中労委提案) 講演 「フリーランスに対する法政策：労働法・独禁法・フリーランス新法と労働委員会」 講師；前中央労働委員会会長代理 荒木 尚志 氏 労働委員会在り方・ビジョン検討小委員会最終報告
全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会	11月10日(金)	東京都 東京大学 安田講堂	河元委員	1 協議事項 (1) 運営委員長の選出について (2) 副運営委員長の選出について (3) 第79回全国労働委員会連絡協議会総会の開催期日及び会場について (4) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会の開催期日及び会場について (5) 労働委員会制度創設80周年記念行事について 2 報告事項 (1) 令和5年度公労使委員合同研修(全体研修)の実施状況について (2) 令和5年度「個別労働紛争処理制度」周知月間の取組について

<中国・四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
労委労協中国・四国ブロック総会及び研修会	6月19日(月)	高松市 高松国際ホテル	森 委員 福家委員 榎原委員 河元委員 伊藤委員	1 各県報告及び意見交換 2 研修会 講演「労働契約書の作成・変更に関する諸問題の検討」 講師 香川県労働委員会 会長 松尾 邦之 氏
第64回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7月11日(火)	米子市 米子ワシントンホテルプラザ	松尾会長 包末副主幹	議題1 審査事件に不慣れな当事者への審査指揮について(広島県) 議題2 採用内定に関してあっせん申請がなされた場合の対応について(鳥取県)

<四国ブロック会議>

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議題
四国地区労働委員会事務局長連絡会議	5月19日(金)	高松市 香川県庁	瀧本事務局長 ほか	議題1 あっせん手続きにおけるSNS等による情報拡散の未然防止について(徳島県) 議題2 労働委員会業務のデジタル化の状況について(高知県) 議題3 コロナ5類移行後の労働委員会におけるITの利用の方向性について(愛媛県)
四国ブロック労働委員会会長連絡会議	5月19日(金)	高松市 香川県庁	松尾会長 ほか	議題1 個別紛争あっせんのパワハラ事案における使用者へのアプローチの工夫について(徳島県) 議題2 業務命令・懲戒処分の弁明に対する団交応諾義務について(高知県) 議題3 不当労働行為救済申立て後の申立内容の追加・変更への対応について(愛媛県)

会議名	開催期日	開催場所	出席者	議 題
第 110 回四国労働委員会協議会総会(三者会議)	6月16日 (金)	徳島市 徳島県庁	松尾会長 岡田会長代理 石合委員 榎原委員 河元委員 伊藤委員 窪田委員 島田委員 三谷委員 村上副主幹	議題 1 使用者が個別職員との話し合いには馴染まない と主張する案件に関しての個別あっせんの進め 方について(香川県) 議題 2 労使ともに団体交渉に不慣れな場合の集団あっ せん事件における労働委員会の関与のあり方に ついて(高知県) 議題 3 フリーランス保護新法制定を踏まえた労働委員 会としての対応について(愛媛県)
四国ブロック労働委員会事務局 審査・調整主管課 長会議	7月26日 (水)	WEB会議 (徳島県)	津田課長補佐	議題 1 労働委員会の認知度を高めるための取組みに ついて(香川県) 議題 2 施策・事務事業の評価指標について(愛媛県) 議題 3 昼休み(12時～13時)や時間外、土日祝日の労 働相談対応について(高知県) 議題 4 あっせんにおける労働者委員、使用者委員の関 わり方について(徳島県)
第 40 回四国地 区労働委員会公 益委員連絡協議 会	9月12日 (火)	徳島市 徳島県庁	松尾会長 岡田会長代理 安井委員 石合委員 包末副主幹	議題 1 個別的労使紛争における同一労働同一賃金を 根拠とした雇用形態の変更、配転命令の事案に 対するあっせんの進め方について(香川県) 議題 2 団交会場費用の折半及び団交申入書の受取拒 否に係る不当労働行為該当性について(高知県) 議題 3 同一企業内に、従業員の過半数が加入し、労働 関係法令に規定する各種手続に関し一定の役割 を担う団体と、他の労働者団体が併存する状況に おいて、使用者の中立保持義務が問題とされた場 合、不当労働行為の成否をどう判断すべきか(愛 媛県)

### 第3章 労働争議の調整

#### 第1節 調整事件（あっせん・調停・仲裁）

##### 1 調整事件の取扱状況

令和5年度に新規申請はなく、前年度からの繰越事件もなかった。

なお、調停事件については平成5年度を最後に申請がなく、仲裁事件についてはこれまで実績がない。

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
前年度からの繰越件数					1		
新規申請件数		1	2	2	1		6
(申請区分)	あっせん	(1)	(2)	(2)	(1)		(6)
	調停						
	仲裁						
取扱件数計		1	2	2	2		
終結件数		1	2	1	2		6
(終結区分)	解決	(1)	(1)		(1)		(3)
	取下げ						
	打切り		(1)	(1)	(1)		(3)
	不開始						
翌年度への繰越件数				1			

##### (1) 申請の内訳

###### <ア 申請者別>

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
労働組合		1	2	2			5
使用者					1		1
労使双方							
職権							
計		1	2	2	1		6

###### <イ 調整事項別>

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
組合承認・組合活動							
協約締結・全面改訂		1					1
協約効力・解釈							
賃金等		1	1	1			3
給与以外の労働条件				1			1
経営又は人事			2				2
福利厚生							
団交促進			2	2	1		5
事前協議制			1				1
その他					1		1
計		2	6	4	2		14

<ウ 業種別>

区分	年度					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
建設業						
製造業		1				1
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産業、物品賃貸業			1			1
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業	1					1
医療、福祉		1	1	1		3
複合サービス事業						
サービス業						
公務						
その他						
計	1	2	2	1		6

<エ 従業者規模別>

区分	年度					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
1人 ～ 9人						
10人 ～ 49人			1			1
50人 ～ 99人		1				1
100人 ～ 299人	1					1
300人 ～		1	1	1		3
計	1	2	2	1		6

※ <イ調整事項別>の区分は、一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は新規係属件数と一致しない。  
 ※ <エ従業者規模別>の区分は、総務省統計局「日本統計年鑑 - 第7章 企業活動」の例を参考にした。第4章、第6章において同じ。

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分	年度					
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
解決	1件 106日	1件 83日		1件 85日		3件 91日
取下げ						
打切り		1件 86日	1件 83日	1件 54日		3件 74日
不開始						
計	1件 106日	2件 85日	1件 83日	2件 70日		6件 83日

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。  
 ※ 平均日数は、調整員指名前に「取下げ」、「不開始」となった事件以外の調整員指名から終結までの所要日数の平均(小数点以下、四捨五入)である。  
 ※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあつせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2 調整事件の一覧

新規・継続ともになし

3 調整事件の概要

該当なし

## 第2節 労働争議の実情調査

### 1 労働争議の予告件数

労働関係調整法第37条第1項の規定による公益事業に係る争議行為の予告通知について、同条違反が疑われる事案は確認されなかった。

また、関係当事者から当委員会に提出された争議行為予告通知について、労働委員会規則第62条の2の規定により、次のとおり労働争議の実情調査を実施した。

当委員会で受付した新規案件は、業種は全て医療業で、賃金等に関するものであった。

予告通知及び労働争議実情調査件数(香川県労委受付分)

区分	年度					計
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
前年度からの繰越件数	4	4	4	3	4	
新規予告通知件数	6	7	6	8	8	35
計	10	11	10	11	12	
解決	6	7	7	6	9	35
打ち切り				1		1
調整に移行						
翌年度への繰越件数	4	4	3	4	3	

### 2 実情調査の一覧

(繰越)

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
4-8	全国労災病院労働組合香川支部労働争議	全労災香川支部発482号支部要求(看護師の増員等)	4.12.7	5.4.27	解決
5-1	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2023年春闘要求	5.2.16	5.6.22	解決
5-2	高松赤十字病院労働組合労働争議	2023年春闘要求	5.2.22	5.6.27	解決
5-3	香川民医連労働組合労働争議	2023年春闘要求	5.2.24	5.5.26	解決

(新規)

番号	事件名	要求項目	開始	終結	結果
5-4	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	夏季一時金要求	5.6.12	5.6.22	解決
5-5	高松赤十字病院労働組合労働争議	2023年度統一要求	5.8.25	5.12.15	解決
5-6	香川民医連労働組合労働争議	2023年秋闘要求	5.10.27	5.11.22	解決
5-7	高松赤十字病院労働組合労働争議	2023年秋年末要求	5.10.27	5.11.22	解決
5-8	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2023年秋闘要求	5.10.31	6.3.14	解決
6-1	香川民医連労働組合労働争議	2024年春闘要求	6.2.16	—	係属中
6-2	香川県厚生農業協同組合連合会労働組合労働争議	2024年春闘要求	6.2.22	—	係属中
6-3	高松赤十字病院労働組合労働争議	2024年春闘要求	6.2.22	—	係属中

### 第3節 集团的労使関係に係る相談

令和5年度に取り扱った集团的労使関係に関する労働相談は、15件で、前年度に比べ7件増加した。

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
	相談件数		7	9	17	8	15
相談者別	労働組合等	5	7	16	2	9	39
	使用者	2	2	1	6	6	17

#### 【相談事項別】

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
	a.組合承認・組合活動		4	1	2	2	3
b.協約締結・全面改訂			2		3		5
c.協約効力・解釈					1		1
<賃金等>		5		4		3	12
d.賃金増額		(4)		(1)			(5)
e.一時金		(1)				(2)	(3)
f.諸手当							
g.その他賃金				(3)		(1)	(4)
h.退職一時金・年金							
i.解雇手当・休業手当							
<給与以外の労働条件>				5	1	2	8
j.労働時間						(1)	(1)
k.休日・休暇							
l.作業方法の変更							
m.定年制							
n.その他の労働条件				(5)	(1)	(1)	(7)
<経営又は人事>			4	6		3	13
o.事業休廃止・事業縮小							
p.企業合併・営業譲渡							
q.人員整理			(1)				(1)
r.配置転換				(2)		(1)	(3)
s.解雇			(1)				(1)
t.その他の経営・人事			(2)	(4)		(2)	(8)
u.福利厚生							
v.団交促進			5	13	1	2	21
w.事前協議制		1	1				2
x.その他		1	2	5	2	6	16
総数		11	15	35	10	19	90

※「相談事項別」の分類は、「都道府県労働委員会状況報告要領(令和4年4月 中央労働委員会事務局)」「11調整事項」(a~x)の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## 第4章 不当労働行為事件の審査

### 第1節 不当労働行為事件

#### 1 不当労働行為の取扱状況

令和5年度の新規申立ては1件であった。前年度からの繰越事件はなかった。

年度 区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
前年度からの繰越件数						
新規申立件数					1	1
取扱件数計					1	
終結件数						
翌年度への繰越件数					1	

#### (1) 申立ての内訳

##### <ア 申請者別>

年度 区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
組 合					1	1
個 人						
計					1	1

##### <イ 申立事由別>

年度 区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
7条1号						
1・2号						
1・3号						
1・2・3号						
2号					1	1
2・3号						
3号						
計					1	1

##### <ウ 業種別>

年度 区分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
建設業						
製造業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
情報通信業						
運輸業、郵便業						
卸売業、小売業						
金融業、保険業						
不動産、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス、娯楽業						
教育、学習支援業						
医療、福祉					1	1
複合サービス業						
サービス業						
公務						
その他						
計					1	1

<エ 従業者規模別>

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
	1人～9人						
10人～49人							
50人～99人							
100人～299人							
300人～						1	1
計						1	1

(2) 終結の状況

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
	命令・決定	全部救済					
一部救済							
棄却							
却下							
和解等	関与和解						
	無関与和解						
	取下げ						
計						0	

2 審査の目標期間の達成状況

当委員会では、審査期間の目標を1年以内と定めている。

令和5年度に終結した事件はなかった。

3 不当労働行為事件の一覧

(新規)

年	事件番号	申立人	被申立人 〔業種〕	申立 年月日	法第7条 該当号	終結状況		審査委員
						年月日	結果	参与委員
6	令和6年 (不)第1号 事件	組合	医療, 福祉	6.2.27	2号	—	係属中	岡田審査委員長 松尾審査委員 石合審査委員 労側：福家委員 伊藤委員 使側：友時委員 白石委員

#### 4 不当労働行為事件の概要

##### (1)令和6年(不)第1号事件(新規)

当事者	申立人		被申立人		
	X労働組合		社会福祉法人Y〔医療、福祉〕		
申立年月日	令和6年2月27日		終結年月日	係属中	
調査回数	—	所要日数	—	終結区分	—
審問回数	—				
請求する 救済の内容	① 締結済みの労働協約の部分破棄及び一方的変更を撤回し、一時金を支給すること ② 謝罪文の手交及び掲示				

##### 1 事件の概要

年間一時金の支給月数は、令和2年に締結した労働協約に基づき、県職員の支給月数に合わせて取り扱われてきたが、被申立人は、令和5年について、県職員に引上げがあったにもかかわらず、申立人に対して据え置きを提案し、申立人の引上げ要求に応じようとしなかった。さらに、その後の交渉で、申立人が提示した妥協案に対する回答において、引上げを行う代わりに令和2年に締結した労働協約を破棄及び無効化する旨の差し違い条件を提示してきた。

こうした行為は、不誠実団交に当たり、不当労働行為であるとして、申立人が救済を申し立てた事件である。

##### 2 審査の経過

係属中である。

#### 第2節 再審査事件・行政訴訟事件

##### 1 再審査事件

令和5年度に中央労働委員会に再審査を申し立てた事件はなかった。

##### 2 行政訴訟事件

令和5年度に行政訴訟事件として裁判所に係属した事件はなかった。

## 第5章 労働組合

### 第1節 労働組合の資格審査

#### 1 資格審査の取扱状況

令和5年度の労働組合資格審査取扱件数は2件であり、委員推薦が1件、労働者供給事業が1件であった。

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
前年度からの繰越件数							
新規申請件数		1		1		2	4
(申請内訳)	委員推薦	(1)		(1)		(1)	(3)
	法人登記						
	不当労働行為事件						
	労働者供給事業					(1)	(1)
取扱件数計		1		1		2	
終 結		1		1		2	4
(結果内訳)	有資格	(1)		(1)		(2)	(4)
	無資格						
	取下げ・打切り						
翌年度への繰越件数							

#### 2 資格審査の一覧

受理番号	受理月日	申請事由	申請者	資格有無	決定番号	決定月日	備考
1	5.9.11	労働者委員推薦	労働組合	有	1	5.9.26	
2	6.2.21	労働者供給事業	労働組合	有	1	6.3.26	

### 第2節 認定告示

令和5年度に、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示案件はなかった。

また、同条第3項の規定による地方公営企業からの職の新設、変更又は廃止の通知はなかった。

### 第3節 労働協約の拡張適用

令和5年度に、労働組合法第18条の規定により、一の労働協約を一の地域に拡張適用する旨の申立て、決議又は公告はなかった。

## 第6章 個別労働関係紛争のあっせん

### 第1節 あっせん事件

#### 1 あっせん事件の取扱状況

令和5年度に新規申請はなく、前年度からの繰越事件もなかった。

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
前年度からの繰越件数			1	1			
新規申請件数		2	7	4	3		16
申請者内訳	労働者	(1)	(7)	(4)	(2)		(14)
	使用者	(1)			(1)		(2)
	労使双方						
取扱件数計		2	8	5	3		
終 結		1	7	5	3		16
結果内訳	解 決	(1)	(3)	(2)	(1)		(7)
	取 下 げ			(1)			(1)
	打 切 り		(4)	(2)	(2)		(8)
	不 開 始						
翌年度への繰越件数		1	1				

#### (1) 申請の内訳

<ア あっせん事項別>

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
経営又は人事		2	6	5	2		15
賃金等		2	1				3
労働条件等		2	1	1	2		6
職場の人間関係			1	2	2		5
その他			2				2
計		6	11	8	6		31

※ 一つの事件で複数の調整事項がある場合、総数は、新規係属件数とは一致しない。

<イ 業種別>

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
建設業							
製造業				1	1		2
電気・ガス・熱供給・水道業							
情報通信業				1			1
運輸業、郵便業							
卸売業、小売業				2			2
金融業、保険業							
不動産業、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業							
宿泊業、飲食サービス業		1					1
生活関連サービス業、娯楽業			1				1
教育、学習支援							
医療、福祉		1	3		1		5
複合サービス事業			1				1
サービス業			2				2
公務							
その他					1		1
計		2	7	4	3		16

<ウ 従業者規模別>

区分	年度					計
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
1人～9人	2	1		1		4
10人～49人		2				2
50人～99人		1	2			3
100人～299人			1	1		2
300人～		3	1	1		5
計	2	7	4	3		16

(2) 終結状況及び平均所要日数

区分	年度					計
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
解決	1件 52日	3件 57日	2件 45日	1件 101日		7件 59日
取下げ			1件 15日			1件 15日
打切り		4件 48日	2件 38日	2件 29日		8件 41日
不開始						
計	1件 52日	7件 52日	5件 36日	3件 53日		16件 47日

※ 件数・平均日数は、事件の終結した年度で処理している。

※ 平均日数は、「解決」、「取下げ」、「打切り」となった場合の申請受付日から終結日までの所要日数の平均（小数点以下、四捨五入）である。

※ 自主解決による取下げであっても、事務局の事前調査やあっせん活動が自主解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものは、「解決」に含めている。

2 あっせん事件の一覧

新規・継続ともになし

3 あっせん事件の概要

該当なし

## 第2節 個別労働関係に係る相談

当委員会で受け付けた労働相談(委員による労働相談のほか、事務局職員による相談を含む。)の状況は、次のとおりである。

令和5年度の相談件数は132件で、前年度に比べ5件増加した。

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
相談件数		112	108	97	127	132	576
相談者別	労働者	110	104	91	120	124	549
	使用者	2	4	6	7	8	27

### 【相談事項別】

区分		年度					計
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
〈経営又は人事〉		43	56	52	55	62	268
	ア 解雇	(12)	(31)	(18)	(28)	(18)	(107)
	イ 配置転換、出向転籍	(3)	(4)	(8)	(7)	(6)	(28)
	ウ 復職	(1)	(1)	(1)	(5)	(3)	(11)
	エ 懲戒処分	(4)	(2)	(4)		(4)	(14)
	オ 退職	(21)	(15)	(19)	(13)	(27)	(95)
	カ 勤務延長、再雇用	(1)	(2)		(2)	(1)	(6)
	キ その他経営又は人事	(1)	(1)	(2)		(3)	(7)
〈賃金等〉		59	29	30	24	39	181
	ク 賃金未払	(23)	(13)	(11)	(10)	(15)	(72)
	ケ 賃金増額	(10)	(2)			(2)	(14)
	コ 賃金減額	(7)	(1)	(5)	(1)	(8)	(22)
	サ 一時金	(3)	(4)	(2)		(1)	(10)
	シ 退職一時金	(3)	(2)	(5)	(3)	(1)	(14)
	ス 解雇手当					(2)	(2)
	セ 休業手当	(1)	(6)	(5)	(5)	(1)	(18)
	ソ 諸手当	(8)	(1)	(1)	(2)	(5)	(17)
	タ その他賃金	(4)		(1)	(3)	(4)	(12)
	チ 年金(厚生年金等)						
〈労働条件等〉		100	62	43	49	58	312
	ツ 労働契約	(19)	(13)	(4)	(6)	(4)	(46)
	テ 労働時間	(16)	(5)	(5)	(5)	(7)	(38)
	ト 休日・休暇	(4)	(1)		(3)	(8)	(16)
	ナ 年次有給休暇	(19)	(6)	(15)	(11)	(10)	(61)
	ニ 育児休暇・介護休暇	(2)	(5)			(3)	(10)
	ヌ 時間外労働	(15)		(4)	(1)	(4)	(24)
	ネ 安全・衛生	(9)	(4)	(2)	(3)	(5)	(23)
	ノ 福利厚生制度			(1)	(3)	(2)	(6)
	ハ 社会保険	(7)	(11)	(5)	(4)	(5)	(32)
	ヒ 労働保険	(5)	(13)	(5)	(3)	(8)	(34)
	フ その他の労働条件等	(4)	(4)	(2)	(10)	(2)	(22)
〈職場の人間関係〉		45	31	20	36	55	187
	ヘ セクハラ	(1)		(2)		(3)	(6)
	ホ パワハラ・嫌がらせ	(44)	(31)	(18)	(36)	(52)	(181)
マ その他		28	16	6	22	5	77
総 数		275	194	151	186	219	1,025

※「相談事項別」の分類は、「個別労働紛争処理に係る情報提供の方法について(平成25年2月28日)」の例による。また、1件の相談で複数の相談事項を含む場合があるので、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

## 第7章 委員会の様々な活動

### 第1節 委員による労働相談

#### 1 専門労働相談

労働相談は、個別労働関係紛争等のあっせんの端緒となることから、事務局職員による労働相談を随時受け付けているが、より専門性の高い助言を提供し、労働委員会に対する県民の認知を高めるため、公益委員と労働者委員又は使用者委員の2名による専門労働相談を定期的（定例総会の前）に実施している。

令和5年度の実施状況は、次のとおりである。

##### (1) 相談状況

回	実施日	相談員	件数
152	4月11日(火)	(公)松尾会長 (労)河元委員	
153	5月23日(火)	(公)安井委員 (使)三谷委員	
154	6月27日(火)	(公)石合委員 (労)森委員	
155	7月25日(火)	(公)井上委員 (使)島田委員	
156	8月22日(火)	(公)松尾会長 (労)福家委員	1
157	9月26日(火)	(公)松尾会長 (公)岡田会長代理	1
158	10月24日(火)	(公)松尾会長 (労)伊藤委員	1
159	11月28日(火)	(公)石合委員 (使)窪田委員	1
160	12月19日(火)	(公)松尾会長代理 (労)立石委員	1
161	1月23日(火)	(公)松尾会長代理 (使)友時委員	1
162	2月27日(火)	(公)安井委員 (労)三屋委員	1
163	3月26日(火)	(公)安井委員 (使)三谷委員	1
計			8

##### (2) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	9
賃金等	3
労働条件等	1
職場の人間関係	3
その他	
計	16

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

#### 2 無料労働問題相談会

複雑・多様化する個別労働関係紛争に対処するため、職場における労使関係の諸問題について、労使を問わず広く相談を受け付け、労使紛争の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「個別労働関係紛争処理制度」周知月間に合わせ、無料労働問題相談会を次のとおり実施した。

##### (1) 実施要領

期 間 令和5年10月14日(土)～20日(金) (7日間)

場 所 香川県社会福祉総合センター、県庁、丸亀市役所、香川県三豊合同庁舎、さぬき市役所

対象者 県内の事業所で働く労働者、使用者（事業者）

主 催 香川県労働委員会、香川県、香川労働局

後 援 日本労働組合総連合会香川県連合会、香川県経営者協会、香川県社会保険労務士会

(2) 相談状況

	日時	場所	相談員	件数
1	10月14日(土) 13:30~16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)岡田会長代理 (使)三谷委員	2
2	10月15日(日) 13:30~16:30	香川県社会福祉総合センター	(公)安井委員 (労)伊藤委員	1
3	10月16日(月) 13:30~16:30	県庁	労働局相談員 特定社会保険労務士	1
4	10月17日(火) 9:30~16:30	県庁	労働局相談員 特定社会保険労務士 労働局相談員 県労働政策課相談員	2
5	10月18日(水) 9:30~16:30	丸亀市役所	(労)榎原委員 (使)島田委員 (公)石合委員 (労)福家委員	4
6	10月19日(木) 9:30~16:30	香川県三豊合同庁舎	(公)松尾会長 (使)窪田委員 (労)森委員 (使)高橋委員	2
7	10月20日(金) 9:30~16:30	さぬき市役所	(公)井上委員 (使)友時委員 (労)河元委員	1
計				13

(3) 相談内容

相談内容	件数
経営又は人事	6
賃金等	7
労働条件等	5
職場の人間関係	6
その他	2
計	26

※ 一つの相談で複数の相談事項がある場合、「総数」は、「相談件数」とは一致しない。

(参考) 最近5年間の相談件数

年度	区分	件数	実施場所・日数
元年度		15	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、三豊市(1日)
2年度		8	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)
3年度		13	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(1日)、ワークサポートかがわ(1日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)
4年度		11	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)
5年度		13	県庁(2日)、香川県社会福祉総合センター(2日)、さぬき市(1日)、丸亀市(1日)、香川県三豊合同庁舎(1日)

(4) パネル・ポスター展

無料労働問題相談会に合わせて、労働紛争解決に関するパネル・ポスター展を令和5年10月16日(月)から20日(金)まで、県庁本館1階ギャラリーで開催した。

## 第2節 出前講座

これから社会人になる高校生・専門学校生や生徒等を指導する教職員を対象に、労働法の基礎知識や働くことの意義・大切さを学んでもらうため、現場の労使関係に精通し、経験豊富な労働委員会委員が講師として出前講座を実施している。

回	日時	実施先	受講者数	講師
1	11月6日(月) 9:30～10:30	R I T A 学園高等学校	生徒 10人 教職員 5人	(使) 高橋委員
2	11月13日(月) 13:10～14:10	四国医療福祉専門学校	生徒 7人 教職員 1人	(公) 井上委員
3	12月20日(水) 17:40～18:40	丸亀高等学校 定時制	生徒 29人 教職員 9人	(使) 高橋委員
4	1月19日(金) 14:50～15:40	香川県立高等技術学校 高松校	生徒 40人 教職員 8人	(労) 伊藤委員
5	2月16日(金) 10:05～10:55	坂出工業高等学校	生徒 77人 教職員 9人	(公) 岡田会長
6	2月19日(月) 10:00～11:00	四国学院大学専門学校	生徒 12人 教職員 1人	(使) 友時委員

## 第3節 研修

委員、職員の資質の向上等を目的とし、次のとおり研修等に参加した。

### 1 中央労働委員会の研修

#### (1) 第74回労働委員会事務局職員中央研修

開催日 令和5年6月12日(月)～14日(水)

会場 労働委員会会館(東京都)

参加者 津田課長補佐

内容 1日目:6月12日(月)

- ・ 講演 労働委員会制度について
- ・ 講演 労働委員会事務局職員に期待すること
- ・ 講演 労働法の基礎

2日目:6月13日(火)

- ・ 演習 集団紛争
- ・ 演習 個別労働紛争
- ・ 講義 千葉県労働委員会の調整事例紹介及び中央労働委員会東日本区域地方調整委員会議委員長によるコメント

3日目:6月14日(水)

- ・ 講義 労働局のあっせん制度
- ・ 講義 裁判所における個別労働紛争解決システム
- ・ 講演 法律・判例の読み方講座

#### (2) 四国地区労使関係セミナー

労使関係セミナーは、基調講演やパネルディスカッション等を通じて、裁判例や労働法制に関する情報を広く発信していくことにより、労働委員会について、労使関係者等の認識を深め、労働委員会の利用促進を図ることを目的として開催されている。

開催日 令和5年11月15日(水)

会場 高松商工会議所(香川県)

登壇者 (公) 松尾会長(挨拶、コメンテーター)

受講者 (労) 森委員、福家委員、(使) 窪田委員、島田委員、高橋委員、友時委員、三谷委員

内 容 ・ 基調講演

労働者性の判断基準について

～フリーランス新法成立を踏まえて～

・ パネルディスカッション

① 組合員の降格処分の撤回等について争われた事例

② 雇用関係にあることの確認、パワハラ等に係る紛争があった事の確認、経済的、精神的損害の賠償を求めて争われた事例

### (3) 令和5年度公労使委員個別紛争専門研修

開催日 令和5年12月4日(月)～5日(火)

会 場 一橋大学一橋講堂(東京都)

参加者 (労)伊藤委員、(使)三谷委員

内 容 1日目:12月4日(月)

・ 講義 裁判例の動向一

・ 事例発表 個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあつせんの成功・失敗事例

2日目:12月5日(火)

・ 講義 労働関係法令の改正等の動向

・ 情報交換 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

## 2 四国ブロックの研修

### (1) 令和5年度四国ブロック労働委員会事務局職員研修会(オンライン研修)

開催日 令和5年7月26日(水)

参加者 包末副主幹

議 題 労働争議調整事例及び個別労働紛争あつせん事例の討議

## 第4節 広報状況

労働委員会制度の周知及び一層の利用拡大を図るため、積極的な広報活動を行い、労働委員会業務の効果的な運営に努めた。

### 1 専門労働相談

四国新聞発行の折込みチラシ広告「求人ウイークリーJOB」に月に1回程度及び県発行のメールマガジン「メルマガかがわ」に月に2回程度、開催情報を掲載するとともに、労働委員会ホームページにも掲載した。

### 2 無料労働問題相談会

中央労働委員会と都道府県労働委員会が毎年10月を「個別労働紛争処理制度」周知月間としていることから、無料労働問題相談会(10月14日～20日)について各種広報媒体を通して積極的にPR活動を行った。

・ 広報誌: 県(10月号)、市町(5市1町)

・ ホームページ: 県、香川県経営者協会

・ 香川県公式X(旧Twitter)

- ・テレビ：OHK岡山放送「サン讃かがわPLUS（プラス）」（10月12日）  
ケーブルメディア四国（文字情報放送）
- ・チラシの配布設置：関係行政機関等、コンビニ、スーパー
- ・電子媒体：メルマガかがわ（9月21日、10月5日）
- ・折込みチラシ広告：「求人ウイークリーJOB」（9月3日、9月10日、10月1日、10月8日、  
10月15日）

資 料

1 年次別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あっせん (平成13年～)
		あっせん	調 停	仲 裁			
昭和63年	までの計	386	28	0	400	1077	
平成元年		1	0	0	4	9	
平成2年		0	0	0	1	1	
平成3年		1	0	0	2	6	
平成4年		3	0	0	3	3	
平成5年		3	1	0	2	6	
平成6年		0	0	0	2	0	
平成7年		3	0	0	2	3	
平成8年		7	0	0	4	4	
平成9年		0	0	0	3	5	
平成10年		5	0	0	2	1	
平成11年		4	0	0	2	4	
平成12年		2	0	0	2	1	
平成13年		4	0	0	0	2	1
平成14年		6	0	0	7	4	2
平成15年		7	0	0	1	4	2
平成16年		2	0	0	0	0	3
平成17年		3	0	0	0	2	13
平成18年		1	0	0	1	2	9
平成19年		1	0	0	0	1	15
平成20年		1	0	0	2	0	5
平成21年		2	0	0	0	3	2
平成22年		0	0	0	3	0	7
平成23年		2	0	0	1	1	6
平成24年		2	0	0	6	1	5
平成25年		1	0	0	0	1	4
平成26年		0	0	0	0	0	5
平成27年		1	0	0	4	6	1
平成28年		0	0	0	0	0	2
平成29年		0	0	0	0	1	1
平成30年		0	0	0	0	0	0
令和元年		1	0	0	0	1	1
令和2年		2	0	0	0	0	6
令和3年		1	0	0	0	1	6
令和4年		2	0	0	0	0	2
令和5年		0	0	0	0	1	1
計		454	29	0	454	1,151	99

※ 労働組合資格審査において、旧法関係（昭和24年6月9日まで）で取り扱った資格審査は、523組合である。

## 2 調整事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	不調・打切り	取下げ・不開始	移管	計	
	昭和63年までの計	19	414	433	249	124	40	1	414	19
	平成元年	0	1	1		1			1	0
	平成2年	0	0	0					0	0
	平成3年	0	1	1					0	1
	平成4年	1	3	4	2	2			4	0
	平成5年	0	4	4	3	1			4	0
	平成6年	0	0	0					0	0
	平成7年	0	3	3	1	1			2	1
	平成8年	1	7	8	1	4	2		7	1
	平成9年	1	0	1	1				1	0
	平成10年	0	5	5	2	1			3	2
	平成11年	2	4	6	3	3			6	0
	平成12年	0	2	2		1			1	1
	平成13年	1	4	5	1	4			5	0
	平成14年	0	6	6	3	3			6	0
	平成15年	0	7	7	1	6			7	0
	平成16年	0	2	2	1				1	1
	平成17年	1	3	4	1	1			2	2
	平成18年	2	1	3	1	1	1		3	0
	平成19年	0	1	1			1		1	0
	平成20年	0	1	1	1				1	0
	平成21年	0	2	2	2				2	0
	平成22年	0	0	0					0	0
	平成23年	0	2	2	1	1			2	0
	平成24年	0	2	2	1	1			2	0
	平成25年	0	1	1					0	1
	平成26年	1	0	1	1				1	0
	平成27年	0	1	1					0	1
	平成28年	1	0	1	1				1	0
	平成29年	0	0	0					0	0
	平成30年	0	0	0					0	0
	令和元年	0	1	1	1				1	0
	令和2年	0	2	2		1			1	1
	令和3年	1	1	2	1	1			2	0
	令和4年	0	2	2	1	1			2	0
	令和5年	0	0	0					0	0
	計	—	483	—	280	158	44	1	483	—

※ この一覧表には、個別的労使紛争に係るものは含まれていない。

### 3 不当労働行為事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数								翌年への繰越
		前年繰越	新規申立	計	命令・決定					関与和解	取下げ	計	
					救済	一部救済	棄却	却下	計				
昭和63年までの計	974	400	1374	14	6	3	0	23	34	325	382	992	
平成元年	18	4	22	7				7	1		8	14	
平成2年	14	1	15	2				2			2	13	
平成3年	13	2	15					0		1	1	14	
平成4年	14	3	17		2			2	1		3	14	
平成5年	14	2	16	4				4		1	5	11	
平成6年	11	2	13					0		4	4	9	
平成7年	9	2	11					0			0	11	
平成8年	11	4	15		5			5			5	10	
平成9年	10	3	13					0	4		4	9	
平成10年	9	2	11					0		1	1	10	
平成11年	10	2	12					0	1	9	10	2	
平成12年	2	2	4					0			0	4	
平成13年	4	0	4					0	2		2	2	
平成14年	2	7	9					0		1	1	8	
平成15年	8	1	9			1		1	1	5	7	2	
平成16年	2	0	2					0	1		1	1	
平成17年	1	0	1					0		1	1	0	
平成18年	0	1	1					0			0	1	
平成19年	1	0	1			1		1			1	0	
平成20年	0	2	2					0			0	2	
平成21年	2	0	2					0	2		2	0	
平成22年	0	3	3					0		2	2	1	
平成23年	1	1	2					0		1	1	1	
平成24年	1	6	7					0		1	1	6	
平成25年	6	0	6					0	3	2	5	1	
平成26年	1	0	1		1			1			1	0	
平成27年	0	4	4					0	1		1	3	
平成28年	3	0	3		1			1	1		2	1	
平成29年	1	0	1		1			1			1	0	
平成30年	0	0	0					0			0	0	
令和元年	0	0	0					0			0	0	
令和2年	0	0	0					0			0	0	
令和3年	0	0	0					0			0	0	
令和4年	0	0	0					0			0	0	
令和5年	0	0	0					0			0	0	
計	—	454	—	27	16	5	0	48	52	354	454	—	

※ 取下げには、無関与和解等を含む

#### 4 個別労働関係紛争あつせん事件・年次別終結状況

年	区分	取扱件数			終結件数					翌年への繰越
		前年繰越	新規申請	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成13年		0	1	1			1		1	0
平成14年		0	2	2	1	1			2	0
平成15年		0	2	2		1	1		2	0
平成16年		0	3	3			2		2	1
平成17年		1	13	14	6	1	1		8	6
平成18年		6	9	15	5	1	9		15	0
平成19年		0	15	15	10	2		2	14	1
平成20年		1	5	6	3	2		1	6	0
平成21年		0	2	2	2				2	0
平成22年		0	7	7	4	1	1	1	7	0
平成23年		0	6	6	3			3	6	0
平成24年		0	5	5	1			4	5	0
平成25年		0	4	4	3			1	4	0
平成26年		0	5	5	1	1	1	2	5	0
平成27年		0	1	1				1	1	0
平成28年		0	2	2	1				1	1
平成29年		1	1	2			2		2	0
平成30年		0	0	0					0	0
令和元年		0	1	1	1				1	0
令和2年		0	6	6	1		2		3	3
令和3年		3	6	9	3	1	4		8	1
令和4年		1	2	3	2		1		3	0
令和5年		0	1	0			1		1	0
計		—	99	—	47	11	26	15	99	—

## 5 年度別新規取扱事件数（調整・不当労・資格審査・個別）

年度	区分	調整事件			不当労働行為	労働組合 資格審査	個別あつせん
		あつせん	調 停	仲 裁			
平成 25 年度 までの計		447	29	0	450	1,141	76
平成 26 年度		0	0	0	2	0	3
平成 27 年度		1	0	0	2	6	1
平成 28 年度		0	0	0	0	0	3
平成 29 年度		0	0	0	0	1	0
平成 30 年度		0	0	0	0	0	0
令和元年度		1	0	0	0	1	2
令和 2 年度		2	0	0	0	0	7
令和 3 年度		2	0	0	0	1	4
令和 4 年度		1	0	0	0	0	3
令和 5 年度		0	0	0	1	2	0
計		454	29	0	455	1,152	99

## 6 調整事件・年度別終結状況

年度	区分	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
		前年度 繰越	新規 申請	計	解決	不調・ 打切り	取下げ・ 不開始	移管	計	
平成 25 年度 までの計		—	476	—	276	155	44	1	476	—
平成 26 年度		0	0	0					0	0
平成 27 年度		0	1	1	1				1	0
平成 28 年度		0	0	0					0	0
平成 29 年度		0	0	0					0	0
平成 30 年度		0	0	0					0	0
令和元年度		0	1	1	1				1	0
令和 2 年度		0	2	2	1	1			2	0
令和 3 年度		0	2	2		1			1	1
令和 4 年度		1	1	2	1	1			2	0
令和 5 年度		0	0	0					0	0
計		—	483	—	280	158	44	1	483	—

## 7 不当労働行為事件・年度別終結状況

年度	取扱件数			終結件数								翌年度 に繰越
	前年度 繰越	新規 申立	計	命令・決定					関与 和解	取下げ	計	
				救済	一部 救済	棄却	却下	計				
平成 25 年度 までの計	—	450	—	27	14	5		46	50	354	450	—
平成 26 年度	0	2	2					0			0	2
平成 27 年度	2	2	4					0	1		1	3
平成 28 年度	3	0	3		2			2	1		3	0
平成 29 年度	0	0	0					0			0	0
平成 30 年度	0	0	0					0			0	0
令和元年度	0	0	0					0			0	0
令和 2 年度	0	0	0					0			0	0
令和 3 年度	0	0	0					0			0	0
令和 4 年度	0	0	0					0			0	0
令和 5 年度	0	1	1					0			0	1
計	—	455	—	27	16	5		48	52	354	454	—

## 8 個別労働関係紛争あっせん事件・年度別終結状況

年度	取扱件数			終結件数					翌年度 に繰越
	前年度 繰越	新規 申請	計	解 決	取下げ	打切り	不開始	計	
平成 25 年度 までの計	—	76	—	39	9	15	13	76	—
平成 26 年度	0	3	3		1	1	1	3	0
平成 27 年度	0	1	1				1	1	0
平成 28 年度	0	3	3	1		2		3	0
平成 29 年度	0	0	0					0	0
平成 30 年度	0	0	0					0	0
令和元年度	0	2	0	1				1	1
令和 2 年度	1	7	8	3		4		7	1
令和 3 年度	1	4	5	2	1	2		5	0
令和 4 年度	0	3	3	1		2		3	0
令和 5 年度	0	0	0					0	0
計	—	99	—	47	11	26	15	99	—

令和6年5月発行

**香川県労働委員会年報（令和5年度）**

編集 香川県労働委員会事務局  
高松市番町四丁目1番10号  
TEL 087-832-3721・3722・3723  
FAX 087-806-0226